

2017.05.10

■国交省ガイドラインの分析

草柳 俊二

前回、港湾局のガイドラインの契約変更の定義の問題点について述べましたが、整備局のガイドラインの定義についても分析してみましょ

整備局のガイドラインでは契約変更を「契約内容に変更の必要が生じた場合当該受注者との間において既に締結されている契約内容を変更する」と定義しています。

問題は「この定義にある『既に締結されている契約内容』とは何を意味するのか？」です。

既に述べたように、契約内容とは「契約図書に記された内容であり、契約図書は『契約書』『設計図書』によって構成されます。

前回は「設計図書」に記された全ての事項となり、工期や請負代金額の変更は必ずしも契約図書内容の変更と連動するわけではありません。

「既に締結されている契約内容を変更」という文言は、港湾局のガイドラインのように「工事請負契約書に規定する各条項に従って、工期や請負代金額の変更」とした方がより明確になり、公共工事標準請負契約約款とも整合性がとれることになりま

両ガイドラインの持つ問題点の解決には以下の方策が考えられます。

①設計変更の定義は港湾局のガイドラインと同じく「工事の施工に当たり、設計図書の変更にかかるものを」とする。

②タイトルを「契約変更ガイドライン」に統一する。

タイトルの統一ですが、興味深いのは、整備局の中でなぜか中国地方整備局だけが制定当初より現在に至るまで「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」として

していること。その理由は調査中

指針の問題点を解決する三つの方策

のガイドラインは受注者と発注者の双方を対象にしたものではなく、発注者の職員を対象として定めたものという点になります。

ガイドラインの制定の出発点が改正品確法（発注者の責任）にあるわけですから、発注者が自身のためにガイドラインを設定することは決しておかしくありません。しかし、発注者が自身のために設定したガイドラインを、あたかも発注者と受注者の双方のために設定したものと扱って問題が発生してはならないことになりま

この第6項は2015年の改定版から記されるようになったもので、ガイドラインの策定当初は有りませんでした。

建設業法の第18条「建設工事の請負契約の原則には、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」と述べられており、同じ内容の文章が公共工事標準請負契約約款の契約書にも記されています。

この文章にあわせて「公正な契約」とは受発注者が対等な立場に立つて合意することであり、契約図書に組み込まれる図書もこの理念に基づき作成されていなければならないと

発注者が自身のために作成したガイドラインを特記仕様書に組み込むといったことは、建設業法の基本理念からも外れ、同時に公共工事標準請負契約約款において改訂を重ね向上させてきた契約の公正性を低下させることになりま

その原因を調べてみましたが、どうも受注者側の団体からも設計変更ガイドラインを契約図書に組み込んでほしいという話があったと

施されるようにという点のことで、この要求は受注者側が自身による契約の公正性を壊してしまつたことになりま

（高知工科大名誉教授、東京都市大客員教授）

■次回掲載予定は5月24日

2017.05.24

■契約変更ガイドラインの役割

草柳 俊二

国土交通省の各整備局が追加費用や工期延伸の対応方法を定めた「工事請負契約における設計変更ガイドライン」では以下のような場合は、原則として設計変更できないとして

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。

2. 発注者と「協議」をしていないが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合。

3. 「承諾」で施工した場合。

4. 工事請負契約書・土木工事共通仕様書（案）に定められている所定の手続きを経ない場合。

5. 正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合。

これら5項目の内容を、実務に照らし合わせて掘り下げていきま

第1項目は「協議」の必要性を述べていますが、関東地方整備局のガイドラインでは、協議を「発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の『指示』によるもの」と定義しています。

この定義に従えば、受注者は発注者より指示が出されるまで当該作業に着手する義務を負わな

一方、国土交通省の「土木工事共通仕様書（平成25年4月改定）」第1編共通編総則の「用語の定義」には、以下のような「協議」に関する定義が述べられて

「協議とは、書面により契約図書に協議事項について、発注者または監督職員と受注者が対等の立場で合意し、結論を得ること」と

そもそも、ガイドラインと共通仕様書の定義が統一されていないのは問題ですが、共通仕様書では「協議」とは話し合いだけでなく「結論」を得ることとまで含まれることにならな

です。したがって、第1項目は結論を得られていない状態で受注者が施工をした場合は追加費用と工期延伸の対象外となると述べており、第2項目は、この原則を再確認している記述となっています。

この(二)の項目からすると、設計図書に条件明示のない事項において、発注者や監督員から指示を受けても、受注者は協議の結果が出るまでは当該作業に着手する義務はないとい

■「承諾」と「承認」

国際建設契約約款として知られているFIDIC約款では、受注者は契約問題の紛争中であっても工事を続行しなければならないと定め

「承諾」(concurrent)は「やむを得ない」としてきたことを受け入れることだから、実施事項の責任は、承諾した側にはなく、承諾を申し入れた側にあるという解釈が成り立ちま

「承認」(approval)は自身の持つ権限に基づき要求、あるいは指示に対し、相手がその要求や指示に適合する方法を考え出し、提示してきたものを認可することとなりま

「承諾」が明確でない状態で行った場合は、追加費用と工期延伸の対象にはならないとい

（高知工科大名誉教授、東京都市大客員教授）

■次回掲載予定は6月7日

「設計変更できない」5項目について考える